

事務連絡

令和5年7月1日

入札参加の皆様へ

赤磐市

水道工事に係る配水管技士又は配水管技能者の配置運用について

配水管技士又は配水管技能者（以下「配水管技士等」という。）の配置運用については下記のとおりです。

#### 記

##### 1 配水管技士等の兼務制限について

主任技術者又は監理技術者の専任の配置を必要とする建設工事の請負金額の下限の引き上げを行ったところですが、配水管技士等についても同様とします。

請負契約額 **3,500** 万円以上の工事 → 請負契約額 **4,000** 万円以上の工事

##### 2 適用時期

令和5年7月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事について適用します。

なお、令和5年6月30日以前に入札公告又は指名通知した建設工事については、従前の例によります。